兵庫県内のがん診療連携拠点病院等の指定状況 (R2.2.1)

一次压炼图	がんの	がんの 兵庫県内のがん診療連携拠点病院等 (※1						
二次医療圏	医療圏	国指定拠点病院(15)	県指定拠点病院(9)	準じる病院(※2)(22)				
		• 神戸大学医学部附属	• 神鋼記念病院	・神戸中央病院				
		病院	• 神戸医療センター	• 川崎病院				
		•神戸市立医療センター中		•神戸市立医療センター				
		央市民病院		西市民病院				
神戸	神戸	• 神戸市立西神戸医療		・神戸海星病院				
177	117)	センター		• 神戸労災病院				
				• 済生会兵庫県病院				
				• 新須磨病院				
				• 神戸赤十字病院				
				・甲南医療センター				
		• 関西労災病院	·県立尼崎総合医療センター	• 明和病院				
	阪神南	• 兵庫医科大学病院	・県立西宮病院	• 市立芦屋病院				
			· 西宮市立中央病院					
阪 神	阪神北	• 近畿中央病院		• 三田市民病院				
		• 市立伊丹病院		• 宝塚市立病院				
				• 市立川西病院				
				• 兵庫中央病院				
		・県立がんセンター	・県立加古川医療センター	•明石医療センター				
東播磨	東播磨		· 加古川中央市民病院	• 明石市立市民病院				
				• 高砂市民病院				
北播磨	北播磨	・市立西脇病院	・北播磨総合医療センター	• 市立加西病院				
Jail. 17 1.1.		・姫路赤十字病院	・製鉄記念広畑病院	• 姫路中央病院				
播磨姫路	中播磨	・姫路医療センター		・姫路聖マリア病院				
炉 炉	西播磨	・赤穂市民病院						
但 馬	但 馬	・公立豊岡病院		・公立八鹿病院				
丹 波	丹 波	・県立丹波医療センター						
淡 路	淡 路	・県立淡路医療センター						

- (※1) 診療報酬上認められた病院(計画策定病院) 計46病院
- (※2) 兵庫県保健医療計画に記載の「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」のうち兵庫 県がん診療連携協議会の取組に同意を頂いた医療機関 22 病院

なお、兵庫県保健医療計画における「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」については、医療機関からの申し出に基づき随時更新を行っている。



令和2年度予算案の概要

令和元年12月

厚生労働省健康局 がん・疾病対策課

令和2年度がん対策予算案の概要

令和2年度予算案 359億円 (令和元年度予算額 370億円)

基本的な考え方。

平成30年3月に閣議決定した第3期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの 共生1の3つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

1. がん予防

145億円(166億円)

・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

14.9億円

- がん検診従事者研修事業(胃内視鏡検査研修)

0, 2億円

新・がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業

0. 4億円

新·職域におけるがん検診の実態調査事業

0. 3億円

※上記のほか、たばこ対策、肝炎対策関係の経費約129億円が含まれる。

2. がん医療の充実

183億円(173億円)

す・がんゲノム情報管理センター事業

- 23. 0億円
- 战・がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)
- 10.1億円
- -希少がん中央機関機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)
- 0.8億円

・希少がん診断のための病理医育成事業

0. 3億円

・がん診療連携拠点病院機能強化事業

- 30. 3億円
- 小児がん拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)
- 3. 2億円
- 小児がん中央機関機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)
- 0. 6億円
- ・地域がん診療病院等機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)

がんのゲノム医療従事者研修事業

1.4億円

新。がんの全ゲノム解析に関する検討・調査事業(がん対策総合推進費)

0. 4億円

・がん登録推進事業(国立がん研究センター委託費)

0. 4億円

・都道府県健康対策推進事業(がん登録、がん医療提供体制の促進等)

5. 5億円

新・がん患者の在宅医療に従事する医療従事者育成事業

6. 3億円

- 革新的がん医療実用化研究事業等(※厚生科学課計上)

0.1億円 92.9億円

3. がんとの共生

32億円(31億円)

- ^改・がん患者の就労に関する総合支援事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)
- 2. 5億円

・がん総合相談に携わる者に対する研修事業

0.3億円

・緩和ケア推進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)

2. 3億円

・がん等における新たな緩和ケア研修等事業

0.8億円

(再揭)

・がん診療連携拠点病院機能強化事業費(全体)

51.1億円

•都道府県健康対策推進事業費(全体)

6. 7億円

・国立がん研究センター委託費(全体)

- 6.8億円
- ※がん・疾病対策課計上の主な事業を記載。 ※複数の柱に重複する事業については、主な柱に一括して計上。 ※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(5) HTLV一个関連疾患に関する研究の推進

10億円(10億円)

ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)への感染防止及びこれにより発症する成人T細胞白血病(ATL)やHTLV-1関連脊髄症(HAM)の診断・治療法等に関する研究について、感染症・がん・難病・母子保健の各分野の研究事業が連携することにより、総合的な推進を図る。(※厚生科学課計上)

3 がん対策

359億円(370億円)

平成30年3月に閣議決定した第3期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん 医療の充実」「がんとの共生」の三つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の 推進を図る。

(1) がん予防

145億円(166億円)

がんを早期に発見し、がんによる死亡者を減少させるため、がん検診受診率や精密検査受診率の向上を図る。

(主な事業)

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

15億円

がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨(注)を、引き続き実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診: 20歳の女性、乳がん検診:40歳の女性)にクーポン券及び検診手帳を配布する。

また、精密検査受診率向上のため、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を実施する。

(補助先)市区町村

(補助率) 1./2

(注) 個別受診勧奨・再勧奨の対象

子宮頸がん検診:20~69歳の女性

乳がん検診:40~69歳の女性

胃がん検診:50~69歳の男女(胃部エックス線検査は40歳以上も可)

肺がん検診:40~69歳の男女 大腸がん検診:40~69歳の男女

・職域におけるがん検診の実態調査事業

28百万円

職域におけるがん検診を実施するに当たり、今後、保険者、事業主及び検診機関で統一されたフォーマットを使用し、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等のデータの把握や精度管理等ができる仕組みの検討を行うため、職域におけるがん検診に係る実態調査を実施する。

(委託先) 民間団体

183億円(173億円)

(2) がん医療の充実

がんゲノム医療を提供するため、がんゲノム情報管理センター及びがんゲノム医療中核 拠点病院等の機能強化を行うとともに、がん医療の実用化に資する研究を推進する等、が ん医療の充実を図る。

(主な事業)

◎・がんゲノム情報管理センター事業

23億円

令和元年6月に遺伝子パネル検査2品目が保険収載されたことによる受検査者数の増加等を見据え、がんゲノム医療・研究のマスターデータベース(がんゲノム情報レポジトリーシステム)の拡張及び機能強化を実施するとともに、その管理・運営機関であるがんゲノム情報管理センターの整備及び運営を支援する。

(補助先) がんゲノム情報管理センター

(補助率) 定額

め・がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業

10億円

がんゲノム情報等を活用し、個々のがん患者の病状に応じた最適な医療の提供及び新たなパネル検査の保険収載や新たな診断法・治療法の開発等に向けた臨床研究等を適切に実施するための体制整備に加え、がんゲノム医療連携病院に対する診療支援及びがんゲノム医療に携わる多職種の専門家に対する研修等を実施する。

(補助先) がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院

(補助率)定額

動・がんの全ゲノム解析に関する検討・調査事業

42百万円

がんの全ゲノム解析を推進する上で、人材育成及び体制整備のあり方について検討を 行うとともに、先行解析の解析状況を踏まえながら、本格解析をより効果的・効率的に 実施することを目的として、国内のゲノム解析体制等について調査を実施する。

(委託先) 民間団体

動・がん患者の在宅医療に従事する医療従事者育成事業

15百万円

住み慣れた地域(自宅)での療養生活を希望する等の患者自身のニーズに応じた医療を提供するため、在宅でのがん医療を提供するに当たり、かかりつけ医(医師や訪問看護師等)に必要となるオンコロジーエマージェンシー(※)等の緊急時の対処方法等の知識や技術の向上を目指したテキストや研修プログラムを開発する。

(委託先) 民間団体

- (※) がんそれ自体、もしくはがん治療に関連した原因によって、生命の危機や 著しいQOL (Quality of Life) の低下が切迫した状態になること。
- 革新的がん医療実用化研究事業等(※厚生科学課計上)
 第3期がん対策推進基本計画を踏まえ、ゲノム医療の実現に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究(小児・AYA世代(思春期世代と若年成人世代)のがん、高齢者のがん、難治性がん、希少がんなど)、がんの予防法や早期発見手法に関する研究などを重点的に推進する。

(3) がんとの共生

32億円(31億円)

がんになっても自分らしく生きることができる共生社会を実現するため、がん患者の治療 と仕事の両立支援や相談体制の充実を図る。

(主な事業)

◎・がん患者の就労に関する総合支援事業

2. 5億円

がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターに就労に関する知識を有する専門家を配置し、がん患者の就労に関する相談に対して、適切な情報提供及び相談支援を行うとともに、両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を専任で配置し、各がん患者の治療、生活、勤務状況をまとめた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援を行う。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 定額、1/2

4 肝炎対策

173億円(173億円)

「肝炎対策基本指針」(平成28年6月告示)に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標に、肝炎医療や肝炎ウイルス検査などの肝炎対策を総合的に推進する。

(1) 肝疾患治療の促進

89億円(89億円)

抗ウイルス治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費の助成を行う。 また、肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進する。

(主な事業)

ウイルス性肝炎に係る医療の推進

75億円

B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の医療費の負担を軽減することにより、適切な医療の確保及び受療促進を図る。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

・肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

14億円

肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を 図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療に係るガイドラインの作成など、治療研究を促進す るための支援を実施する。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業(案)

1 事業目的

- がん医療に関する技術の近年の進歩により、がんが長く付き合う病気に変化する一方、その療養中の生活の質の向上が課題
- なかでも、小児・AYA世代のがん患者は、早期治療開始が求められる中で、妊孕性温存 治療の選択が必要となるが、経済的負担から断念する現実があることを踏まえ、将来に希 望を持って治療に取組むことが出来るよう支援を実施

[現状・課題]

(1) 小児・AYA世代がん患者にがん治療を開始した場合、<u>妊</u>孕性(妊娠できる能力、可能性) が将来にわたって失われる可能性

(想定される治療) 精巣・卵巣の摘出手術、子宮頸部等への放射線の照射、抗がん剤 等

- (2) がん治療に多額の費用負担が生じるとともに、がん罹患後に収入減少となるケースが多く、経済的支援が必要
 - 本県の小児・AYA世代がん罹患者数

区分	0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	計
2016年	65人	69人	191人	705人	1,030人

○ 本県の妊孕性温存治療実施者数

年		2016年	2017年	2018年		
Ī	人数	33人	37人	35人※		

※2018年の病種別内訳乳がん21人、白血病6人、その他8人

- がん罹患による経済的負担の増加
 - ・がん治療にかかる平均自己負担額:約1,150千円(2010日本医療政策機構調査)
 - ・がん罹患後、平均で23%所得が減少(2017ライフネット生命保険調査)

2 対応

抗がん剤や放射線治療の影響で、将来の妊娠が見込めなくなる患者に対し、当該患者が将来 に希望を持ってがん治療に取り組むことができるよう、妊孕性温存治療に要する経費を助成

区分	内容						
補助対象者	がん治療により、生殖機能が低下又は失う恐れがあると診断された、						
補助刈象 有	43歳未満の県民(小児・AYA世代に限定)						
	前年の所得額400万円未満 ∫・特定不妊治療	前年の所得額400万円未満 (・特定不妊治療費助成事業並(県単独制度)					
	し・カバー率50%	Ó					
所 得 制 限	※所得判定の基準						
	患者が成人の場合 → 個人:患者本人	、夫婦:夫婦合算					
	未成年の場合 → (保護者の) 夫	·婦合算					
事業主体	市町						
負担割合	県:市町:利用者=1:1:2	県:市町:利用者=1:1:2					
	治療メニューごとの全国平均額の1/2程度						
	対象治療	助成額					
	女 卵巣組織の凍結 戸	所要額の1/2(上限300千円)					
補助上限額	性 卵子、胚の凍結 月	所要額の1/2(上限200千円)					
	男 精巣内精子の凍結 戸	所要額の1/2(上限200千円)					
	性 精子の凍結 原	所要額の1/2(上限 25千円)					

3 R 2 年度当初予算額

1, 625千円 ≒ 2, 000千円(全額一般)

「種算内訳]

①女性 … $30人^{*1} \times 200$ 千円 $^{*2} \times 1/2$ (県負担割合) $\times 0.5 = 1.500$ 千円

※1:H28本県の女性がん患者数19,469人×0.121%(他府県実績)

【※2:症例が最も多い卵子、胚の凍結保存の補助上限額

②男性 … $20人^{*3} \times 25$ 千円^{*4}×1/2(県負担割合)×0.5= 125千円

※3: H28本県の男性がん患者数25,850人×0.053%(他府県実績)

※4:症例が最も多い精子凍結保存の補助上限額

兵庫県がん診療連携協議会会則

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(平成18年2月1日厚生労働省健発 第0201004号)に基づき、兵庫県立がんセンター(以下「がんセンター」という。) に兵庫県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に係る情報交換に関すること。
 - (2) 兵庫県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
 - (3) 兵庫県における研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。
 - (4) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
 - (5) その他兵庫県のがん対策推進計画等に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) がんセンターの病院長
 - (2) 兵庫県の地域がん診療連携拠点病院(別表)の病院長
 - (3) 兵庫県の小児がん拠点病院(別表)の病院長
 - (4) 兵庫県医師会長
 - (5) 兵庫県歯科医師会長
 - (6) 兵庫県薬剤師会長
 - (7) 兵庫県看護協会長
 - (8) 兵庫県放射線技師会長
 - (9) 兵庫県臨床検査技師会長
 - (10) 兵庫県健康福祉部長
 - (11) 患者団体代表 若干名
 - (12) がんセンターの副院長
 - (13) その他がんセンターの病院長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第13号の委員は、がんセンターの病院長が委嘱する。
- 3 第1項第13号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第13号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかか わらず、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第4条 協議会に議長を置き、がんセンターの病院長をもって充てる。
- 2 議長は、協議会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

- 第5条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 協議会の事務は、兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課及びがんセンターの総務部 総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成19年5月19日から施行する。
- 2 この会則施行後、最初に委嘱される第3条第1項第12号の委員の任期は、同条第3項 の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附則

この会則は、平成20年5月10日から施行する。

附則

この会則は、平成21年5月9日から施行する。

附則

この会則は、平成22年4月26日から施行する。

INH HII

この会則は、平成24年4月26日から施行する。

附則

この会則は、平成25年4月19日から施行する。

附則

この会則は、平成27年4月16日から施行する。

附則

この会則は、平成29年4月20日から施行する。

附則

この会則は、平成30年6月28日から施行する。

附 則 この会則は、平成31年4月11日から施行する。

附則

この会則は、令和2年2月20日から施行する。

兵庫県の地域がん診療連携拠点病院	○阪	神	· 独立行政法人労働者健康福祉機構
			関西労災病院
			· 兵庫医科大学病院
			·公立学校共済組合近畿中央病院
			• 市立伊丹病院
	○神	戸	国立大学法人神戸大学医学部附属病院
			地方独立行政法人神戸市民病院機構
			神戸市立医療センター中央市民病院
			地方独立行政法人神戸市民病院機構
			神戸市立西神戸医療センター
	○東播	曆	・兵庫県立がんセンター
	○播磨焼	臣路	• 姫路赤十字病院
			• 独立行政法人国立病院機構
			姫路医療センター
			• 赤穂市民病院
	○淡	路	・兵庫県立淡路医療センター
	○但	馬	公立豊岡病院組合立豊岡病院
	○北播	黁	• 西脇市立西脇病院
	〇丹	波	・兵庫県立丹波医療センター
兵庫県の小児がん拠点病院	○神	戸	・兵庫県立こども病院

(現 行)

兵庫県がん診療連携協議会会則

第1条 ~ 第9条 (略)

> 附則 (略)

別表

連携拠点病院

- |兵庫県の地域がん診療||○阪神・独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院
 - 兵庫医科大学病院
 - 公立学校共済組合近畿中央病院
 - 市立伊丹病院

 - ○神 戸 ・国立大学法人神戸大学医学部附属病院
 - 地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院
 - 地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立西神戸医療センター
 - ○東播磨 ・兵庫県立がんセンター
 - ○播磨姫路 · 姫路赤十字病院

(改正後)

兵庫県がん診療連携協議会会則

第1条 ~ 第9条 (略)

附則 (略)

附則

この会則は、令和2年2月20日から施行する。

別表

連携拠点病院

- 兵庫県の地域がん診療○阪 神 ・独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院
 - 兵庫医科大学病院
 - •公立学校共済組合近畿中央病院
 - · 市立伊丹病院

 - ○神 戸 ・国立大学法人神戸大学医学部附属病院
 - 地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院
 - 地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立西神戸医療センター

 - ○東播磨 ・兵庫県立がんセンター

 - ○播磨姫路 · 姫路赤十字病院

		П		
	• 独立行政法人国立病院機構			・独立行政法人国立病院機構
	姫路医療センター			姫路医療センター
	・赤穂市民病院			・赤穂市民病院
○淡 路	・兵庫県立淡路医療センター		○淡 路	・兵庫県立淡路医療センター
○但 馬	• 公立豊岡病院組合立豊岡病院		○但 馬	· 公立豊岡病院組合立豊岡病院
○北播磨	• 西脇市立西脇病院		○北播磨	・西脇市立西脇病院
〇丹 波	・ <u>兵庫県立柏原病院</u>		○丹 波	・兵庫県立丹波医療センター
兵庫県の小児がん拠点		兵庫県の小児がん拠点		
病院 ○神 戸	・兵庫県立こども病院	病院	○神 戸	・兵庫県立こども病院

兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領

(趣旨)

第1条 兵庫県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)会則(平成19年5月19日制定。以下「協議会会則」という。)第7条第2項の規定に基づき、兵庫県がん診療連携協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 幹事会は、協議会を円滑に運営するため、協議会の協議事項に係る調整等を行う。

(組織)

- 第3条 幹事会は、次に掲げる者(以下「幹事」という。)をもって組織する。
 - (1) 協議会会則第3条第1項第12号の者
 - (2) がん診療連携拠点病院の病院長の推薦した者
 - (3) 小児がん拠点病院の病院長の推薦した者
 - (4) 兵庫県健康福祉部長の推薦した者
 - (5) 兵庫県医師会長の推薦した者
 - (6) 兵庫県指定がん診療連携拠点病院(別表1)の病院長の推薦した者
 - (7) がん診療連携拠点病院に準じる病院(別表2)の病院長の推薦した者
 - (8) その他協議会議長が必要と認めた者
- 2 前項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号の者は、兵庫県立が んセンター(以下「がんセンター」という。)の病院長が任期2年で委嘱し、再任を妨げ ない。

(幹事長)

- 第4条 幹事会に幹事長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。
- 2 幹事長は、幹事会の任務を掌理する。
- 3 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議・報告)

- 第5条 幹事会は幹事長が幹事を招集して会議を開く。ただし、やむを得ない理由により幹事が会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。
- 2 幹事長は、幹事会の開催後速やかにその結果を協議会議長に報告するものとする。

(部会)

- 第6条 幹事会に、協議会の活動を展開するため、部会をおく。
- 2 部会の名称、担当業務及びがんセンターの支援組織は、別表3のとおりとする。

(部会長等)

- 第7条 各部会に部会長を置き、幹事長が指名する者をもって充てる。
- 2 部会員は部会長の推薦に基づき、がんセンターの病院長が指名する。

(事務)

第8条 幹事会及び部会の事務は、兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課及びがんセンター の総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、幹事会及び部会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- この要領は、平成19年5月19日から施行する。 附 則
- この要領は、平成20年5月10日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年5月9日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年4月26日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年7月2日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年4月22日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年10月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年2月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年4月26日から施行する。 附 則
- この要領は、平成25年2月7日から施行する。 附 則
- この要領は、平成25年4月19日から施行する。 附 則
- この要領は、平成26年2月6日から施行する。 附 則
- この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附則

この要領は、平成26年6月5日から施行する。 附 則

この要領は、平成27年4月16日から施行する。 附 則

この要領は、平成27年9月17日から施行する。 附 則

この要領は、平成28年4月21日から施行する。 附 則

この要領は、平成29年4月20日から施行する。 附 則

この要領は、平成30年2月22日から施行する。 附 則

この要領は、平成30年6月28日から施行する。 附 則

この要領は、平成31年4月11日から施行する。 附 則

この要領は、令和2年2月20日から施行する。

兵庫県指定がん診療連携拠点病院	○阪 神	・県立尼崎総合医療センター・県立西宮病院・西宮市立中央病院
	○神 戸	• 神鋼記念病院
	○東播磨	・神戸医療センター・県立加古川医療センター
	○ 宋 油 冶	・加古川中央市民病院
	○播磨姫路	• 製鉄記念広畑病院
	○淡 路	•
	○但 馬	•
	○北播磨	・北播磨総合医療センター
	〇丹 波	

別表 2

がん診療連携拠点病院に準じる病院	○阪 神	・明和病院・市立芦屋病院・三田市民病院・宝塚市立病院・市立川西病院・兵庫中央病院
	○神 戸	 ・神戸中央病院 ・川崎病院 ・神戸市立医療センター 西市民病院 ・神戸海星病院 ・神戸労災病院 ・済生会兵庫県病院 ・新須磨病院 ・神戸赤十字病院 ・甲南医療センター
	○東播磨	・明石医療センター・明石市立市民病院・高砂市民病院
	○北播磨	·市立加西病院
	○播磨姫路	・姫路中央病院・姫路聖マリア病院
	○淡 路	•
	○但 馬○丹 波	·公立八鹿病院 ·

部会名称	担当業務
	・抗癌剤治療等の専門医療人の養成
研修・教育	• 研修計画
	・診療支援医師の派遣調整
桂却、诸堆	• 情報提供
情報・連携	・がん医療に関する情報交換
J.S. J. Z.S. A.∃.	· 統計
がん登録	・県内のがん登録データ分析・評価
緩和ケア	・緩和医療、ホスピス等との連携体制
地域連携	クリティカルパスの整備
地域建筑	・地域医療連携の推進

(現 行)

兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領

第1条 ~ 第9条 (略)

附 則 (略)

別表2

がん診療連携拠点病院に準じる病院 ○阪 神 ・明和病院 • 市立芦屋病院 • 三田市民病院 • 宝塚市立病院 • 市立川西病院 • 兵庫中央病院 ○神 戸 ・神戸中央病院 • 川崎病院 ・神戸市立医療センター 西市民病院 • 神戸海星病院 • 神戸労災病院 · 済生会兵庫県病院 • 新須磨病院 • 神戸赤十字病院 • 甲南病院 ○東播磨 ・明石医療センター • 明石市立市民病院 • 高砂市民病院

(改 正 後)

兵庫県がん診療連携協議会幹事会運営要領

第1条 ~ 第9条 (略)

附則

(略)

附則

この要領は、令和2年2月20日から施行する。

がん診療連携拠点病院に準じる病院	○阪	・明和病院・市立芦屋病院・三田市民病院・宝塚市立病院・市立川西病院・兵庫中央病院
	()神	 ・神戸中央病院 ・川崎病院 ・神戸市立医療センター 西市民病院 ・神戸海星病院 ・神戸労災病院 ・済生会兵庫県病院 ・新須磨病院 ・神戸赤十字病院 ・神戸赤十字病院 ・甲南医療センター
	○東播	・明石医療センター・明石市立市民病院・高砂市民病院

○北播磨	• 市立加西病院	○北播磨	• 市立加西病院
○播磨姫路	・姫路中央病院・姫路聖マリア病院	○播磨姫路	・姫路中央病院・姫路聖マリア病院
○淡 路	•	○淡 路	•
○但 馬	・公立八鹿病院	○但 馬	• 公立八鹿病院
〇丹 波	•	○丹 波	•